

入札説明書等に対する質問と回答

件名：鹿児島市谷山支所で使用する電気の購入契約

(令和8年1月6日告示第4号)

	質問	回答
1	<p>弊社の料金構成は以下の通りで、市場連動型プランによる供給を想定しております。市場連動プランでの入札参加をご容認いただけませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 契約電力に対しかかる料金です（原価）。 ・従量料金 使用電力量に対しかかる料金です（原価）。 ・供給管理費 使用電力量に対しかかる弊社粗利分です（粗利）。 ・再生可能エネルギー賦課金 法令による 1kWhあたりの告示単価に使用電力量を乗じた金額としてご請求いたします。 ・カーボンフリー促進費（高度化法） エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効利用促進に関する法律に基づき、非化石電源比率向上のため必要な非化石証書の調達等に係る費用相当額を弊社が定める金額としてご請求いたします。 ・安定供給維持費（容量拠出金） 容量市場における供給力取引に関して弊社が負担する容量拠出金に相当する額として弊社が定める金額を、安定供給維持費としてご請求いたします。 	<p>市場連動型プランでの入札を可としております。</p> <p>入札にあたっては、入札説明書に記載のとおり、お示しいただいた請求項目のうち、再生可能エネルギー賦課金を除くすべての項目を含めた形で積算内訳書を作成していただき、入札書と同封してください。積算内訳書に記載のない項目については請求できないこととします。</p> <p>なお、落札した場合、入札説明書に記載のない項目の算出諸元等について、詳しく確認させていただくことがございますのでご了承ください。</p>

2	<p>落札後に契約書を確定できず契約に至らなかった場合には、指名停止並びに賠償金等は生じますでしょうか。</p> <p>※弊社所定の申込書によるお申込み・承諾による契約形式の場合に、お申込み内容が確定できず契約に至らなかったときを含みます。</p>	<p>基本的にいざれも発生しないものと考えております。</p> <p>落札者の一方的な辞退や仕様に則した電気の供給ができない等により締結に至らない場合は、指名停止及び賠償金等が発生する場合がありますが、それ以外の理由で契約に至らないことは現時点では想定していないところです。</p>
3	<p>本質問回答は、入札説明一式と同等の効力を持つものとして扱われる、という認識で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>契約締結に伴い貴社の契約書フォーマットにて契約交渉を実施する場合は契約書の修正協議は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。なお、受注者の契約書フォーマットを使用しても差し支えありません。</p>
5	<p>下記定義に当てはまるものを現在利用しておりますでしょうか。利用されている場合、どちらを利用されているかご教示いただけますと幸いです。</p> <p>(定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備線 常時供給している変電所から同じ電圧で供給を受ける場合 ・予備電源 常時供給している変電所以外の変電所から供給を受ける場合 	<p>いざれも利用しておりません。</p>

6	<p>見積算定時の従量単価につきましては、前年度同月のエリアプライス単価を用いて算出する認識でよろしいでしょうか。また、従量単価に含まれる諸経費（託送単価・損失率等）については、最新の公表単価を反映して算出し、契約時には弊社約款に基づき、送配電事業者の決定値を反映させてご請求させていただく形でよろしいでしょうか。</p>	<p>市場連動型における積算で使用する従量単価の設定については、各入札者にて決定いただきます。エリアプライスや諸経費が時勢に応じて変動するものと認識しておりますが、入札額と請求額が大幅に乖離することはこちらとしても本意ではないため、近年の電力需給の推移や社会経済情勢をふまえた単価を設定していただきたいです。</p> <p>請求時の取り扱いは、ご認識のとおりで問題ありません。ただし、落札した場合は、落札者が規定する約款等を確認させていただくこと、請求時の従量料金が見積時の単価設定による計算で算出した料金を大幅に超える際は協議させていただくこととなりますのでご了承ください。</p>
7	<p>弊社は市場連動プランを採用しております。</p> <p>契約書案に記載のある従量料金の上限につきまして、弊社契約時においては撤廃いただくことは可能でしょうか。</p> <p>本プランは、プラン名のとおり従量料金が市場価格に連動する仕組みとなっており、性質上上限を設定することが難しいためです。</p>	<p>市場連動型における従量料金につきましては、エリアプライスや諸経費が時勢に応じて変動するものと認識しております。積算で使用する従量料金単価の設定については、近年の電力需給の推移や社会経済情勢をふまえた単価を各入札者にて設定していただき、請求額の目安とさせていただくものであり、完全な上限値ではありません。</p> <p>ただし、入札額と請求額が大幅に乖離することはこちらとしても本意ではないことから、実際の請求額が入札時に設定いただいた単価による計算額と比べ大幅に超えるものである場合は、市場動向等を踏まえ相互で協議し金額を決定する想定のため、設定させていただくものです。(具体的には、市場価格の上昇等貴社の責によるものでないものについては容認、単価設定が低すぎた等貴社の責によるものは容認できない等)</p>